

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給手続の改善 —行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：秋山収 元内閣法制局長官）に諮り、同会議から、「請求者の便宜に資するよう、厚生労働省は、都道府県及び市町村において特別弔慰金の支給までのおおよその期間を案内するのが望ましく、迅速処理に係る都道府県の工夫例並びに請求書の受付が明らかとなる書面（受付票）の交付及び裁定結果の早期連絡に関する市町村の取組例を周知するのが望ましい」との意見をいただきました。

これを踏まえ、平成 29 年 1 月 13 日に厚生労働省にあっせんし、4 月 14 日に回答を受領しました。

（行政相談の要旨）

- (1) 村役場に戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給請求書を提出して 1 年近く経過したが、何も連絡がない。裁定機関である県に電話して聞いたところ、もう少し待つてほしいと言われた。早く支給してほしい。
- (2) 市に提出した戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求書は、県の担当課へ郵送されるが、郵送中に紛失した場合等には、市が請求書を受け付けたかどうか不明になるので、市は、請求書を受領したことが明らかとなる書面を作成して申請者に交付してほしい。

（注）(1)は、長野行政評価事務所が受け付けた相談であり、平成 28 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに同様の相談がほかに 65 件寄せられている。(2)は、徳島行政評価事務所が受け付けた相談である。

（あっせん要旨）

厚生労働省は、請求者の不安を解消するため、次の点について措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県及び市町村における特別弔慰金の支給までのおおよその期間の案内をすることの周知
- ② 都道府県の審査期間の短縮に関する取組例の周知
- ③ 市町村における受付票等の交付の取組例及び請求者に対する裁定結果の早期連絡の取組例の周知



（回答要旨）

平成 29 年 2 月 3 日付けの通知により、都道府県及び市町村に次の①から③までの対応を要請した。また、3 月 2 日開催の会議においても、改めて要請した。

- ① 都道府県及び市町村において特別弔慰金の支給までのおおよその期間を案内すること
- ② 都道府県の審査期間を短縮する取組例を参考に裁定処理を促進すること
- ③ 市町村における請求者の便宜に資する取組（受付票等の交付及び裁定結果の早期連絡）の実施の検討



担当部局：総務省行政評価局行政相談課

連絡先：行政相談業務室 田中、佐藤

電話：03-5253-5425（直通）

FAX：03-5253-5426

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>